



第2章 環境に関する社会情勢

第2章 環境に関する社会情勢

1. 国内外の動向

①「パリ協定」を踏まえた我が国の地球温暖化対策

平成 27 (2015) 年に「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が合意されました。そのことを受けて、我が国では、平成 28 (2016) 年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量について、中期目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減」、長期目標として「2050 年までに 80%削減を目指す」ことが掲げられました。

②脱炭素社会への転換

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が平成 30 (2018) 年に公表した「1.5℃特別報告書」では、令和 32 (2050) 年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取り組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和 2 (2020) 年に「2050 年カーボンニュートラル (脱炭素化)」が宣言されました。これは、温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質ゼロにすることを意図しています。

また、令和 3 (2021) 年 4 月にオンラインで開催された気候サミットでは、我が国は「2030 年度において温室効果ガスの 2013 年度からの 46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意を表明しました。

③「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正

令和 3 (2021) 年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和 2 (2020) 年に宣言された「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めています。

④「地域脱炭素ロードマップ」の決定

国は、令和 3 (2021) 年 6 月の「国・地方脱炭素実現会議」にて、「地域脱炭素ロードマップ」を決定しました。

本ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に令和 12 (2030) 年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

これにより、①令和 12 (2030) 年までに少なくとも脱炭素先行地域を 100 か所以上創出、

②脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行、を行うことで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、令和32（2050）年を待たずに脱炭素達成を目指しています。

⑤「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

国は、「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、令和3（2021）年6月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。

当該戦略では、14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画としています。

電力部門については脱炭素化を大前提とし、再生可能エネルギーは最大限の導入を図り、洋上風力産業と蓄電池産業を成長戦略としていくこととされています。

⑥「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3（2021）年10月に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示し、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層、木材の利用の促進と森林整備を進めることで、地域活性化への貢献や、森林の多面的機能の発揮にも資するものとしています。

⑦「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」の検討

国土交通省、経済産業省、環境省が連携して、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」に関する検討が行われ、令和3（2021）年8月にまとめたものが公表されました。それにより、令和32（2050）年及び令和12（2030）年に目指すべき住宅・建築物の姿が示されました。

■令和32（2050）年に目指すべき住宅・建築物の姿

（省エネ）ストック平均でZ E H・Z E B基準の水準の省エネ性能が確保される。

（再エネ）導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる。

■令和12（2030）年に目指すべき住宅・建築物の姿

（省エネ）新築される住宅・建築物についてはZ E H・Z E B基準の水準の省エネ性能が確保される。

（再エネ）新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される。

⑧気候変動における「緩和」と「適応」

気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。例えば、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などが挙げられます。

平成 30（2018）年に施行された「気候変動適応法」を契機として、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、これからの時代は、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要があります。



図 気候変動における「緩和」と「適応」

出典 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

⑨「食品ロスの削減の推進に関する法律」

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが、無駄に排出されたこととなります。気候変動に関する政府間パネル（I P C C）「土地関係特別報告書」（令和元（2019）年）によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガス総排出量の 21～37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国においては、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

⑩「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国においては、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられることとなりました。



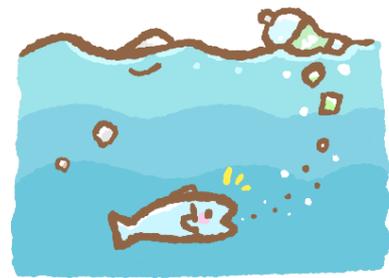
コラム

マイクロプラスチック

私たちの身の回りには、たくさんのプラスチック製品であふれています。これらのプラスチックの多くは、「使い捨て」されることも多く、利用後に、きちんと処理されずに環境中に流出してしまいうこともあります。その流出したプラスチックのほとんどが最終的に行きつく場所は海です。

こうしたプラスチックごみは、海の生態系に大きな影響を与えています。例えば漁網などにかまったり、ポリ袋を餌と間違えて食べてしまったり、魚や鳥、アザラシ、ウミガメなど、多くの生き物が傷ついたり死んだりしています。

一度流出したプラスチックごみは、海岸での波や紫外線等の影響を受けるなどして、やがて小さなプラスチックの粒子となります。この5mm以下になったプラスチックを「マイクロプラスチック」と呼んでいます。これらは、細かくなっても自然分解することはない、数百年間以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。



⑪「第4次循環型社会形成推進基本計画」

平成30(2018)年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

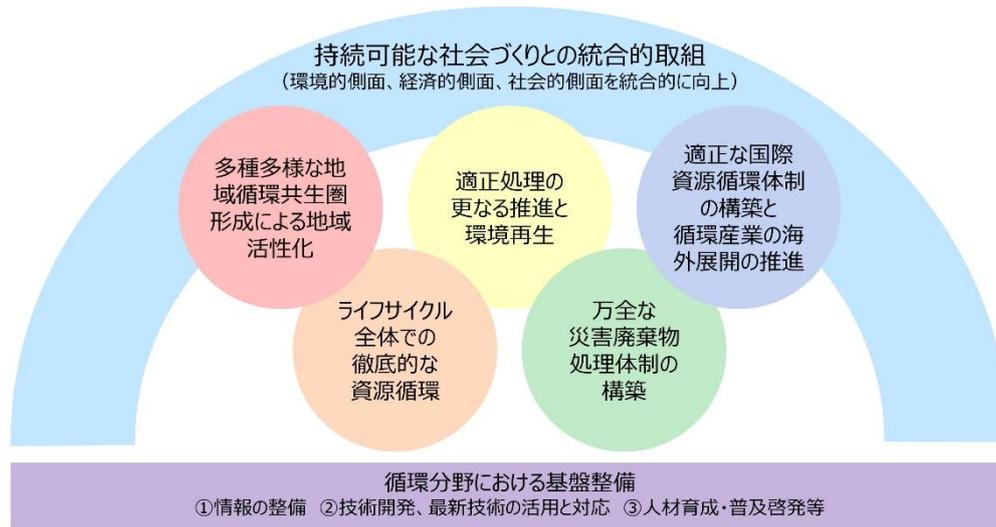


図 第4次循環型社会形成推進基本計画の7つの柱

出典：環境省 HP「第4次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」

⑫持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、令和12(2030)年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。これは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各環境施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち関連するSDGsの目標アイコンを掲載しています。



図 SDG グローバル指標 (SDG Indicators)

出典：外務省 HP

⑬ 「生物多様性国家戦略 2023－2030」 策定に向けた動向

「生物多様性国家戦略 2011－2020」の計画期間を終えるため、環境省を中心として、令和2（2020）年より「生物多様性国家戦略 2023－2030」の策定に向けた検討が行われ、令和4（2022）年度を目処に閣議決定の見込みとなっています。

⑭ 30by30ロードマップ

環境省は、令和4（2022）年4月に「30by30（※1）ロードマップ」を策定し、30by30目標の達成に向けたカギとなるOECM（※2）の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。

地方公共団体の役割としては、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECMとして整理された地域の適切な管理等が求められています。また、このロードマップは「生物多様性国家戦略 2023－2030」に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。

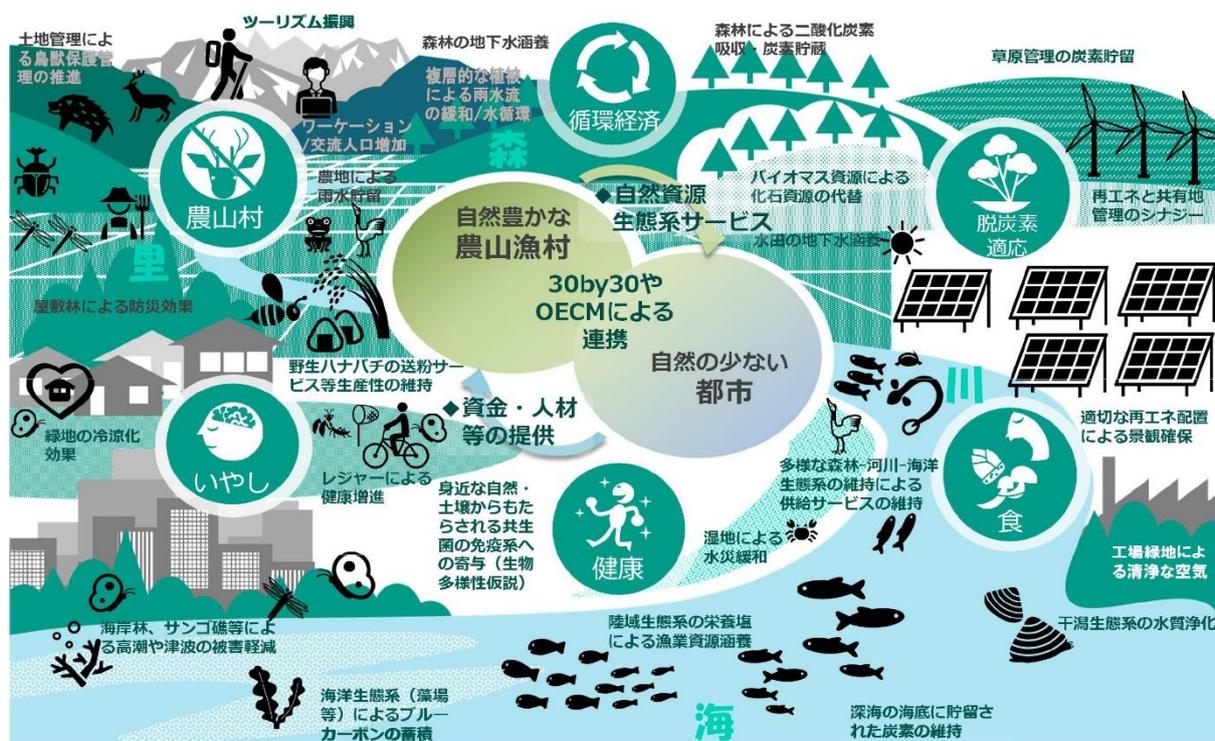


図 30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

出典：環境省 HP「30by30ロードマップ」

※1 30by30：少なくとも30%の陸域及び海域、特に生物多様性にとって特に重要な地域の保全を進めるという目標。

※2 OECM：Other Effective area based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

2. 東京都の動向

①「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」

東京都は、令和元（2019）年5月に開催されたU20東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32（2050）年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年12月に策定し、令和3（2021）年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を公表しました。

令和12（30by30）年までにCO₂排出量半減を目指し、ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。



図 具体的な取り組みを進める6つの分野・14の政策とその目標

出典；ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report 概要版

②「東京都環境基本計画」の策定

東京都は、令和4（2022）年9月に「東京都環境基本計画」を策定し、コロナ禍からの「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、令和32（2050）年までに世界の二酸化炭素排出量の実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現を掲げ、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフを目指した取り組みを加速していくとしています。また、都市の姿として、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指すとしています。

そのため計画では、戦略1～3に加え、戦略0を実践しつつ、気候変動・エネルギー、自然、大気等の各分野の環境問題を包括的に解決していくと位置付けています。

戦略0：危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

戦略1：エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

戦略2：生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

戦略3：都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

③「東京都食品ロス削減推進計画」の策定

東京都は、令和元（2019）年12月に、「ゼロエミッション東京戦略」において、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置付け、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という目標を掲げました。さらに、令和2（2020）年11月、コロナ禍の状況変化も踏まえた各主体の取り組みの方向性として、「食品ロス削減に向けた提言」が取りまとめられ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。

④「東京都生物多様性地域戦略」の改定

東京都は、平成24（2012）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。この計画が令和2（2020）年に計画期間を終えるため、令和元（2019）年12月から改定に向けた検討を開始し、令和4（2022）年度を目処に改定の見込みとなっています。

⑤「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」の改正

東京都の新築戸建て住宅などへの太陽光パネル設置を義務付ける「東京都環境確保条例の一部を改正する条例」が令和4（2022）年12月に公布され、東京都は令和7（2025）年4月からの義務化を目指すこととなりました。

東京都の方針では、一戸建て住宅を含む延べ床面積2,000㎡未満の中小規模の新築建物については、供給延べ床面積が都内で年間20,000㎡以上の住宅メーカーが設置義務を負うこととし、約50社が該当するとしています。また、設置が難しい屋根面積20㎡未満の建物は対象外となり、ビルやマンションなど2,000㎡以上の大規模新築建物は建築主が義務の対象となります。



図 東京都環境確保条例改正の概要

出典：カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正について

3. 稲城市の動向

①「第五次稲城市長期総合計画」の策定

本市の最上位計画である「第五次稲城市長期総合計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっており、基本構想と基本計画は概ね10年間、実施計画は前期と後期に分けて各5年間を計画期間としています。

基本構想に定められたまちづくりの基本的な理念として、市の目指す将来都市像は、『緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城 ～みんなでつくる笑顔と未来～』としています。また、「環境・経済・観光」における基本目標として、『水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城』と設定しています。

②「稲城市都市計画マスタープラン」の策定

本市の都市計画に関する基本的な方針を定める計画として「都市計画マスタープラン」を令和5（2023）年3月に策定しました。

本計画は、都市計画法に基づき策定するもので、まち全体の都市将来像を見据えて、調和を保ち進展するよう、羅針盤のようにまちづくりの方向性を示すものです。

まちづくりの将来像は、『緑と水につつまれ 人とふれあうまち 稲城 ーほどよく田舎ほどよく都会なまちー』と設定しています。

③「稲城市緑の基本計画」の策定

本市の緑に関する総合的な計画として、「稲城市緑の基本計画」を令和5（2023）年3月に改定しました。

本計画は、都市緑地法に基づき策定するもので、本市の緑豊かなまちづくりを進めていくための指針を示すものです。計画の理念として、「水と緑の継承と調和」を掲げています。

④「第四次稲城市農業基本計画」の策定

本市の農業振興を図ることを目的とした「第四次稲城市農業基本計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

本計画では、計画期間を10年間とし、本市の農業の将来像を『次世代に繋ぐ、農とともに暮らすまち』として、将来像を実現するための基本方針や施策を取りまとめています。

⑤カーボンニュートラルに関する組織体制の設置

令和4（2022）年9月に、市長を本部長とする「稲城市カーボンニュートラル推進本部」を設置しました。推進本部の下に部会を分野別に設置し、詳細な検討を進めています。

⑥稲城市カーボンニュートラル宣言

令和5（2023）年2月の市議会において、「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。



東京都稲城市長 高橋 勝浩 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で863地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 西村 州夫



■宣言の概要

近年、気候変動が要因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化が原因の一つと考えられていることから、温室効果ガスの排出量を抑える行動が世界的に広がっています。我が国におきましても、令和32（2050）年カーボンニュートラルを目指すことを宣言するとともに、令和12（2030）年度に温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。

これらの目標を達成するためには、地方自治体の積極的な取り組みが期待されており、稲城市といたしましても、今後、公共部門、民生部門で一体となって積極的に脱炭素施策を推し進めることで、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指すことをここに宣言します。

表 国内外及び稲城市における環境を取り巻く流れ

年	国内外	稲城市
平成 26 年 以前	□環境教育等促進法の改正施行(H24.10)	○稲城市環境基本条例制定(H15.3) ○稲城市環境基本計画策定(H15.3) ○稲城市職員エコ・アクションプラン策定(H15.7) ○稲城市環境基本計画改定(H21.3) ○稲城市緑の基本計画改定(H24.3) ○稲城市都市計画マスタープラン策定(H25.3) ○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン策定(H25.3) ○第二次稲城市環境基本計画策定(H25.3)
平成 27 年	●国連サミットにて持続可能な開発のための2030 アジェンダの採択(H27.9)⇒SDGs ●COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)にてパリ協定策定(H27.12)	○生物多様性いなぎ戦略策定(H27.3) ○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン改訂(H27.3)
平成 29 年	□生産緑地法の改正施行(H29.6) □都市緑地法の改正施行(H29.6) □都市公園法の改正施行(H29.6)	
平成 30 年	□都市緑地法の一部の改正施行(H30.4) □気候変動適応法施行(H30.11) □第4次循環型社会形成推進基本計画閣議決定(H30.6)	○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン改訂(H30.3)
平成 31 年 ・令和元年	□食品ロスの削減の推進に関する法律施行(R元.10) △ゼロエミッション東京戦略策定(R元.12) △東京都食品ロス削減推進計画(R元.12)	○第二次稲城市環境基本計画改訂(H31.3) ○第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画改訂(H31.4)
令和2年	□政府による2050年カーボンニュートラル宣言(R2.10)	
令和3年	△ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report 策定(R3.3) □気候サミットにて「2030年度において温室効果ガスの2013年度からの46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」との決意表明(R3.4) □地域脱炭素ロードマップ決定(R3.6) □2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(R3.6) △環境先進都市・東京に向けて～CREATING A SUSTAINABLE CITY～(R3.11)	○第五次稲城市長期総合計画策定(R3.3) ○第四次稲城市農業基本計画策定(R3.3)
令和4年	□地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案施行(R4.4) □プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行(R4.4) □30by30ロードマップ策定(R4.4) △東京都環境基本計画策定(R4.9)	○稲城市カーボンニュートラル推進本部の設置(R4.9)
令和5年	□次期生物多様性国家戦略閣議決定予定(R5.3) △東京都生物多様性地域戦略改定予定(R5.3)	○「稲城市カーボンニュートラル宣言」(R5.2) ○第三次稲城市環境基本計画策定(R5.3) ○第三次稲城市職員エコ・アクションプラン策定(R5.3) ○稲城市都市計画マスタープラン策定(R5.3) ○稲城市緑の基本計画改定(R5.3)

●：世界の動き □：国内の動き △：東京都の動き